

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034 沿革 (略) <u>平成28年 3 月 9 日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034 沿革 (略)</p>	
<p>第 1 章 一般的事項 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び貿易一般保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一～二十 (略) 二一 <u>「海外フロンティング包括保険」とは、本邦法人の子会社等である海外現地法人が行う取引について、当該海外現地法人が海外の日系損害保険会社との間で貿易一般保険包括特約を締結し、日本貿易保険が再保険を引き受けることを前提に当該包括特約書に基づき締結される保険契約をいう。</u></p>	<p>1 章 一般的事項 (定義) 第 1 条 本規程及び証券において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び貿易一般保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号とする。 一～二十 (略)</p>	
<p>第 2 条～第 8 条の 3 (略)</p>	<p>第 2 条～第 8 条の 3 (略)</p>	
<p>(内容変更等の通知範囲) 第 8 条の 4 約款第 22 条第 1 項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等（重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。）が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了しているものについてはこの限りでない。</p>	<p>(内容変更等の通知範囲) 第 8 条の 4 約款第 22 条第 1 項の規定に基づき通知を行う場合又は各包括特約書の規定に基づき内容変更等について保険契約の変更を希望する場合に通知を行う場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない他の内容変更等（重大な内容変更等に該当するものに限る。以下「他の重大な内容変更等」という。）が生じている場合は、当該他の重大な内容変更等を含めて一括して当該通知の対象としなければならない。ただし、当該通知の時点において、代金等の決済が完了しているものについてはこの限りでない。</p>	

新	旧	備考
<p>2 (略)</p> <p>3 <u>包括特約書の重大な内容変更等に係る規定に基づき日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要する内容変更等が生じた対象契約のうち、当該対象契約に係る代金等のうち起算点後に決済される部分（リテンション決済部分等をいう。）のみが未決済の状態であり、かつ当該未決済の部分が対象契約の契約金額の10%以下であるものについては、被保険者が保険契約の変更を希望しない旨を別紙様式第7により申請し、日本貿易保険が当該申請を承認した場合にあっては、当該包括特約書の規定に関わらず、被保険者は当該内容変更等に係る書面での通知又は承認申請を要さないものとする。</u></p>	<p>2 (略)</p>	
<p><u>(契約金額の増額に関する内容変更等の通知を行う場合の取扱い)</u></p> <p><u>第8条の5 約款又は包括特約書の規定に基づき、契約金額の増額を行った対象契約について当該増額に係る内容変更等の通知を行う場合、当該通知に基づく保険契約の変更においては、当該内容変更等が発生した時点において既に決済が完了している金額部分を保険価額に含めないこととする。</u></p>		
<p><u>(内容変更等のみなし通知)</u></p> <p><u>第8条の6 第7条第1項の規定が適用される保険契約において、輸出貨物等を輸出契約等の相手方に引き渡す前に被保険者が行った輸出契約等の変更（約款第3条第1号のてん補危険に係るものであって、船積期日の変更以外のものに限る。）に係る約款第22条第1項に規定する通知があった場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない船積期日の延長（延長後の船積期日が第7条第1項に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日以前の場合に限る。）が生じているときは、次の各号により取り扱う。</u></p> <p>一～二 (略)</p>	<p><u>(内容変更等のみなし通知)</u></p> <p><u>第8条の5 第7条第1項の規定が適用される保険契約において、輸出貨物等を輸出契約等の相手方に引き渡す前に被保険者が行った輸出契約等の変更（約款第3条第1号のてん補危険に係るものであって、船積期日の変更以外のものに限る。）に係る約款第22条第1項に規定する通知があった場合であって、当該通知の日までに日本貿易保険に通知されていない船積期日の延長（延長後の船積期日が第7条第1項に規定する日本貿易保険がてん補の責任を負う期間の終了日以前の場合に限る。）が生じているときは、次の各号により取り扱う。</u></p> <p>一～二 (略)</p>	
<p>第9条～第10条 (略)</p>	<p>第9条～第10条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(決済期限の解釈)</p> <p>第11条 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 船積書類引渡後定期払の場合には、前2号の規定による日に輸出契約等で定められたユーザンスを加えた日</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等がI L Cにより決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 一覧後定期払の場合には、前2号の規定による日に当該I L Cで定められたユーザンスを加えた日</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約等において、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあつては、船積日から支払地までの標準航海日数(輸出手形保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00035)別表を準用する。)に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあつては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあつては<u>輸出契約等で定められたユーザンスに7日を加えた期間を経過した日</u>を決済期限とする。</p>	<p>(決済期限の解釈)</p> <p>第11条 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等の決済に手形が振り出されない場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 船積書類引渡後定期払の場合には、前2号の規定による日に輸出契約等で定められた<u>当該ユーザンス期間</u>を加えた日</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約等において、代金等がI L Cにより決済される場合の決済期限は、次の日をいうものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 一覧後定期払の場合には、前2号の規定による日に当該I L Cで定められたユーザンス<u>期間</u>を加えた日</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、決済期限が確定していない輸出契約等において、輸出貨物等の到着を決済の条件としているものにあつては、船積日から支払地までの標準航海日数(輸出手形保険運用規程(平成13年4月1日 01-制度-00035)別表を準用する。)に、一覧払又は船積書類引渡時払の場合にあつては7日を、一覧後定期払又は船積書類引渡後定期払の場合にあつては<u>ユーザンス期間と7日を加えた期間を経過した日</u>を決済期限とする。</p>	
<p>第12条～第22条 (略)</p>	<p>第12条～第22条 (略)</p>	
<p>(本邦外子会社を経由する取引における貿易一般保険の取扱い)</p> <p>第23条 本邦輸出者等(以下、「親会社」という。)が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であつて、当該輸出契約等に係る</p>	<p>(本邦外子会社を経由する取引における貿易一般保険の取扱い)</p> <p>第23条 本邦輸出者等(以下、「親会社」という。)が本邦外に所在する子会社との間で輸出契約等を締結し、当該子会社が当該輸出契約等に係る輸出貨物等又は技術等を他の外国法人に販売又は提供する契約を締結した場合であつて、当該輸出契約等に係る</p>	

新	旧	備考
<p>保険契約につき当該外国法人及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする場合においては、対象となる親会社及び子会社は会社法（平成17年7月26日法律第86号）に規定する親会社及び子会社とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>保険契約につき当該外国法人及びその所在国において生じた事由をてん補事由とする場合においては、対象となる親会社及び子会社は会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）に規定する親会社及び子会社とする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>第24条～第26条の3 （略）</p>	<p>第24条～第26条の3 （略）</p>	
<p><u>（海外フロンティング包括保険の対象契約と貨物が同一の場合に係る取扱い）</u></p> <p><u>第26条の4 輸出者等が海外フロンティング包括保険の包括特約者との間で締結した輸出契約等について包括特約書（鋼材特約書及び貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書を除く。）に基づき保険契約を締結する場合であって、当該包括特約書の対象契約における貨物及び仕向国が、海外フロンティング包括保険における対象契約の貨物及び仕向国と同一であるときは、保険契約の締結に際し、次の特約を付すものとする。</u></p> <p><u>「独立行政法人日本貿易保険は、本保険契約における仕向国を対象契約の支払国と同一とみなすものし、対象契約における仕向国（　　国をいう。）に係る事由による損失（当該仕向国向け取引であることに起因又は関連し他の国・地域において生じた事由による損失を含む。）をてん補する責めに任じない。」</u></p>		
<p>第27条 （略）</p>	<p>第27条 （略）</p>	
<p>（個別保証枠の申請等）</p> <p>第28条 名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格（以下この節において「E格」という。）に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支</p>	<p>（個別保証枠の申請等）</p> <p>第28条 名簿上E E格、E A格、E M格又はE F格（以下この節において「E格」という。）に格付けされた者を代金等の支払人とする2年未満案件について個別保険の申込みをしようとする者又は名簿上E M格又はE F格に格付けされた者を代金等の支</p>	

新	旧	備考
<p>払人とする2年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書若しくは技術提供特約書（以下「設備財等包括特約書」と総称する。）が適用される保険契約の被保険者になるべき者であつて、約款第3条第2号又は第4号の信用危険（以下「船後信用危険」という。）のてん補を希望するものうち、個別保証枠の確認を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第2「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>払人とする2年未満案件について機械包括特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書若しくは技術提供特約書（以下「設備財等包括特約書」と総称する。）が適用される保険契約の被保険者になるべき者であつて、約款第3条第2号又は第4号の信用危険（以下「船後信用危険」という。）のてん補を希望するものうち、個別保証枠の確認の申請を希望するものは、輸出契約等の金額について、別紙様式第2「個別保証枠確認申請書」を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p>	
<p>第29条 （略）</p>	<p>第29条 （略）</p>	
<p>（確認金額の許容範囲）</p> <p>第30条 確認証を取得した後、輸出契約等の金額が増加した場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加した金額が、当該確認証に記載されている輸出契約等の額（以下「確認金額」という。）の100分の5未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第28条第1項の規定を準用するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保険契約の申込の後に、輸出契約等の金額が増加した場合は、<u>別途</u>、当該増加金額について確認証を取得するものとする。</p>	<p>（確認金額の許容範囲）</p> <p>第30条 確認証を取得した後、輸出契約等の金額が増加した場合は、次の各号により確認証を取得しなければならない。ただし、当該増加した金額が、当該確認証に記載されている輸出契約等の額（以下「確認金額」という。）の100分の5未満の場合は、この限りではない。なお、確認申請手続については、第28条第1項の規定を準用するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保険契約の申込の後に、輸出契約等の金額が増加した場合は、当該増加金額について確認証を取得するものとする。</p>	
<p>（確認証の訂正等）</p> <p>第31条 確認証について、第28条第1項若しくは第30条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号に<u>定めるとおり</u>とする。</p> <p>一 <u>確認証に記載された</u>支払人の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第4「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂</p>	<p>（確認証の訂正等）</p> <p>第31条 確認証について、第28条第1項若しくは第30条の規定による申請時の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いについては、次の各号とする。</p> <p>一 <u>確認証の記載内容のうち</u>「支払人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該保険契約の申込日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第4「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内</p>	

新	旧	備考
<p>正変更通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>二 支払人を変更したときは、当該変更前の支払人について発行された確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第5「貿易一般保険(決済/枠戻)通知書」(以下「決済等通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>三 契約金額の表示通貨を変更(確認金額の範囲内の変更に限る。)したときは、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</p>	<p>容訂正変更通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>二 <u>確認証</u>の支払人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第5「貿易一般保険(決済/枠戻)通知書」(以下「決済等通知書」という。)を日本貿易保険に提出するものとする。</p> <p>三 <u>確認証の記載内容のうち確認証の契約金額の表示通貨の変更</u>(確認金額の範囲内の変更に限る。)については、内容訂正変更通知書の提出は要しないものとする。</p>	
<p>(決済等通知書の提出等)</p> <p>第32条 確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者(設備財等包括特約書については被保険者)は、当該<u>保険契約に係る輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は輸出契約等の支払人に変更があったときは</u>、当該輸出契約等の相手方がE格に格付されている場合に限り、決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</p>	<p>(決済等通知書の提出等)</p> <p>第32条 確認証を取得して保険契約を締結した者又は保険契約の申込時に保証枠残高の範囲内である旨日本貿易保険による確認を受けて保険契約を締結した者(設備財等包括特約書については被保険者)は、当該輸出契約等の金額の全部若しくは一部が決済されたとき又は<u>当該輸出契約等の支払人に変更があったときは</u>、当該輸出契約等の相手方がE格に格付されている場合に限り、決済等通知書を日本貿易保険に提出することができる。</p>	
<p>第33条～第52条 (略)</p>	<p>第33条～第52条 (略)</p>	
<p>(保険金の概算払の取扱い)</p> <p>第53条 約款第31条に規定する保険金の概算払(以下「概算払」という。)は、設備並びにその部分品に限るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 概算払の額の限度については、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 製造原価は、輸出契約等の額(積込み渡し価額。金利を含まず。)に機械設備及び鉄道車両にあっては、100分の65、船舶にあっては100分の66を乗じて得た額とみなす。</p>	<p>(保険金の概算払の取扱い)</p> <p>第53条 約款第31条に規定する保険金の概算払(以下「概算払」という。)は、設備並びにその部分品に限るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 概算払の額の限度については、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 製造原価は、輸出契約等の額(積込み渡し価額。金利を含まず。)に機械設備及び鉄道車両にあっては、100分の65、船舶にあっては100分の66、<u>電線にあっては100分の76</u>を乗じて得た額とみなす。</p>	

新	旧	備考
表 (略)	表 (略)	
第 54 条 (略)	第 54 条 (略)	
第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 第 55 条～第 59 条 (略)	第 2 章 貿易一般保険包括保険 (企業総合) 関係 第 55 条～第 59 条 (略)	
<p>(支払限度額の設定)</p> <p>第 60 条 特約書第 5 条第 2 号に規定する支払限度額 (以下この章及び別表第 2 において「支払限度額」という。) は、特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。</p> <p>なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第 2 に掲げるとおりとする。ただし、対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合の別表第 2 における対象契約の相手方とは、当該対象契約に係る代金等の支払人をいうものとする。</p>	<p>(支払限度額の設定)</p> <p>第 60 条 特約書第 5 条第 2 号に規定する支払限度額 (以下この章及び別表第 2 において「支払限度額」という。) は、<u>次項の規定により算出される額 (以下「暫定限度額」という。)</u> を基礎として特約書締結者の希望等を勘案のうえ設定し、当該特約書締結者に通知するものとする。</p> <p>なお、支払限度額の設定の取扱いは別表第 2 に掲げるとおりとする。ただし、対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合の別表第 2 における対象契約の相手方とは、当該対象契約に係る代金等の支払人をいうものとする。</p> <p><u>2 支払限度額の設定の基礎となる暫定限度額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として以下の算式により算出する。</u></p> <p>[算式：暫定限度額の算定]</p> $\text{輸出実績額} \times \frac{\text{平均ユーザンス}}{\text{正味ユーザンス}} \times 90\%$ <p>(注) <u>1. 平均ユーザンスとは、対象契約に係る取引の額 (付保実績額を輸出実績額とする場合は、一の保険契約に係る保険価額) と最終船積日から決済日までの期間 (付保実績額を輸出実績額とする場合には、約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険期間。) をもとに加重平均により算出した平均支払猶予期間 (日数は 30 日単位で切り上げとする。) をいう。</u></p> <p><u>2. 正味ユーザンスとは、輸出実績額を算出する期間中に締結した対象契約 (付保実績額を輸出実績額とする</u></p>	

新	旧	備考
	<p>場合には保険契約。以下この項において同じ。)に係るユーザンスの合計日数から同期間中の対象契約に係るユーザンスと他の対象契約に係るユーザンスとの重複期間の合計日数を控除した日数をいう。ただし、正味ユーザンスが360日を超えるとき又は特約書の締結時において当該正味ユーザンスが不明なときは360日とする。</p> <p>一 特約書の締結時(特約書の締結時に支払限度額を設定した場合であって、特約書第1条に規定する特約期間(以下この章及び別表第2において「特約期間中」という。)に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。)にあっては、特約書の締結予定日の17月前から1年間の対象契約に係る取引金額(ILCにより決済された場合はその2分の1の額とし、ILC以外の方法により決済された場合であって特約書附帯別表第3に掲げる対象契約に係るものを除く。)の合計を輸出実績額とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。</p> <p>二 すでに特約書第2条第1項の規定により登録されている対象契約の相手方について支払限度額の設定をする場合(次条第2項ただし書により支払限度額を変更する場合、同条第3項により支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項により支払限度額を減額設定する場合を含む。)には、特約書の更新日(特約書の更新時に支払限度額を設定した場合であって、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。また、特約書第1条に規定する特約期間中に支払限度額を設定する場合にあっては、支払限度額の設定の申請を行った日)の17月前からの1年間に特約書に基づいて締結された保険契約に係る保険価額(約款第4条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険価額とし、ILCにより決済された場合はその2分の1の額とする。)の合計額</p>	

新	旧	備考
<p>3 特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、対象契約の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>4 特約書第5条第3号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。</p> <p>一 輸出実績額がないもの</p> <p>二 <u>第1項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、輸出実績額があるにもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの</u></p>	<p><u>を輸出実績額とする。</u></p> <p>三 <u>特約書の更新時又は特約期間中に特約書第2条第1項の規定により登録される対象契約の相手方について支払限度額を設定する場合(当該設定後であつて、特約期間中に次条第3項に基づき支払限度額を増額設定する場合及び同条第4項に基づき支払限度額を減額設定する場合を含む。)</u>には、<u>輸出実績額はないものとみなす。ただし、同条第2項の規定により登録を削除してから2年を経過していない場合においては、前号の規定を準用する。</u></p> <p>3 特約書の締結者は、支払限度額の設定に際し、<u>前項に規定する暫定限度額を超える場合その他日本貿易保険が特に必要と認める場合には、原則として、対象契約の相手方ごとに次の書類を提出するものとする。</u></p> <p>一～二 (略)</p> <p>4 特約書第5条第3号に規定する運用規程に定めるものとは、次のいずれかのものをいう。</p> <p>一 <u>第2項に規定する輸出実績額がないもの</u></p> <p>二 <u>暫定限度額が特約書附別表第1に掲げる金額未満となったもの</u></p> <p>三 <u>第1項の規定により支払限度額の設定を調整していく過程において、第2項に規定する輸出実績額がある(前号に該当する場合を除く。)</u>にもかかわらず、支払限度額を設定しないことが適当と認めたもの</p>	
<p>第60条の2 (略)</p>	<p>第60条の2 (略)</p>	
<p>(支払限度額等の効力等)</p> <p>第61条 支払限度額及び特約書第5条第3号の規定によるてん補率の制限(以下「てん補率の制限」という。)の効力発生日は、特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則(平成13年4月1日 01-制度-00027。以下この章において「手続細則」という。)第3条第1</p>	<p>(支払限度額等の効力等)</p> <p>第61条 支払限度額及び特約書第5条第3号の規定によるてん補率の制限(以下「てん補率の制限」という。)の効力発生日は、特約書の締結日又は特約書の更新日とする。ただし、貿易一般保険包括保険(企業総合)手続細則(平成13年4月1日 01-制度-00027。以下この章において「手続細則」という。)第3条第1</p>	

新		旧		備考
<p>項から第4項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。</p> <p>2～4 (略)</p>		<p>項から第4項までの規定による申請が特約期間中になされた場合には、当該申請に係る支払限度額及びてん補率の制限の効力発生日は設定の日とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 特約書の更新時における付保実績算出期間後に対象契約の相手方について支払限度額を設定した場合(支払限度額を0円から変更した場合及び増額設定した場合を含む。)は、当該支払限度額の効力発生日後直近の特約書の更新日において支払限度額を設定することができる場合に限り、当該支払限度額と同額の支払限度額を当該特約書の更新日に設定するものとする。ただし、支払限度額が0円の対象契約の相手方についてはこの限りではない。</u></p>		
第62条～第67条 (略)		第62条～第67条 (略)		
<p>第3章～第5章 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年4月1日から実施する。</u></p>		第3章～第5章 (略)		
別表第1～別表第2 (略)		別表第1～別表第2 (略)		
<p>別表第3 (第8条関係)</p> <p>第8条に規定する内容変更等通知期限は、保険契約における最終決済予定日(証券記載の決済予定日のうち最も遅い決済予定日をいう。以下同じ。)に係る決済条件毎に次のとおりとする。</p>		<p>別表第3 (第8条関係)</p> <p>第8条に規定する内容変更等通知期限は、保険契約における最終決済予定日(証券記載の決済予定日のうち最も遅い決済予定日をいう。以下同じ。)に係る決済条件毎に次のとおりとする。</p>		
最終決済予定日に係る決済条件	内容変更等通知期限	最終決済予定日に係る決済条件	内容変更等通知期限	

新	旧	備考		
<p>年 月 日付けで保険契約を締結した対象契約について、<u>保険契約の変更を希望しないため、貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に基づき下記のとおり申請します。</u> <u>なお、本申請について日本貿易保険が承認した場合は、以後、対象契約について貿易一般保険約款の規定に基づく内容変更等の通知又は承認申請を行うことができないこと、及び当該内容変更等に基づいて生じた損失についててん補されず、よって当該損失について保険金の請求を行うことができないことを理解の上で、本申請を行います。</u></p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 635 360 715"><u>保険証券番号</u></td> <td data-bbox="360 635 987 715"></td> </tr> </table>	<u>保険証券番号</u>			
<u>保険証券番号</u>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 715 360 799"><u>被保険者名</u></td> <td data-bbox="360 715 987 799">(<u>シッパーコード</u>)</td> </tr> </table>	<u>被保険者名</u>	(<u>シッパーコード</u>)		
<u>被保険者名</u>	(<u>シッパーコード</u>)			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 799 360 874"><u>内容変更等事由</u></td> <td data-bbox="360 799 987 874"></td> </tr> </table>	<u>内容変更等事由</u>			
<u>内容変更等事由</u>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 874 360 986"><u>内容変更等事由の発生日</u></td> <td data-bbox="360 874 987 986"></td> </tr> </table>	<u>内容変更等事由の発生日</u>			
<u>内容変更等事由の発生日</u>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 986 360 1182"><u>輸出契約等の契約金額(うち内容変更等の発生日における未決済金額)</u></td> <td data-bbox="360 986 987 1182"></td> </tr> </table>	<u>輸出契約等の契約金額(うち内容変更等の発生日における未決済金額)</u>			
<u>輸出契約等の契約金額(うち内容変更等の発生日における未決済金額)</u>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 1182 360 1417"><u>未決済金額部分の決済方法</u></td> <td data-bbox="360 1182 987 1417"></td> </tr> </table>	<u>未決済金額部分の決済方法</u>			
<u>未決済金額部分の決済方法</u>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="91 1417 360 1453"><u>未決済金額部分</u></td> <td data-bbox="360 1417 987 1453"></td> </tr> </table>	<u>未決済金額部分</u>			
<u>未決済金額部分</u>				

新		旧	備考
<u>に関する現在の 状況及び今後の 決済見込み</u>			
<u>備考</u>			
<p>※：<u>本申請書と併せて、現在の入金状況を証する書類（社内資料等でも代替可）及び完工・引渡済みであることを証する書類（完工・引渡の証明書が入手できない場合にあっては、客先との交渉状況等に関する説明書等）をご提出下さい。</u></p>			
<p style="text-align: center;"><u>承認証</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>殿</u></p> <p style="text-align: right;"><u>独立行政法人日本貿易保険</u></p> <p><u>年 月 日</u>付けで申請があった件について下記の通り回答します。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定する要件に該当する旨を確認しました。よって、本申請を承認し、重大な内容変更等の通知又は承認申請は不要とします。</u></p> <p><input type="checkbox"/> <u>貿易一般保険運用規程第8条の4第3項に規定す</u></p>			

新	旧	備考
<p data-bbox="309 196 954 268"><u>る要件に該当する旨を確認できませんでした。よって本申請は承認しません。</u></p> <div data-bbox="107 309 972 408" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><p data-bbox="118 317 181 347"><u>備考</u></p></div>		